

# 尼崎市母子世帯の実態調査

雀 部 猛 利

## 目 次

### 一、序論

### 二、調査の方法

### 三、調査の結果

- (イ) 母子世帯の概念 (ロ) 母子世帯になつた原因と期間 (ハ) 母子世帯主の年令と就業状態 (ニ) 母子世帯主の職業と就労状態 (ツ) 母子世帯主の学歴と就労状態 (ク) 母子世帯主の収入 (ル) 母子世帯主の希望 (エ) 母子世帯と児童 (オ) 母子世帯と住居 (ヌ) 生活水準 (ヌ) 社会福祉資源の利用

### 四、結論

## 一、序論

いつの時代においても、どこの国においても、戦争ほど短期間に大量の母子世帯を創り出すものはない。我が国においても今次の大戦の爪蹟が多く、戦争未亡人世帯を産み、母子福祉対策の必要性を一段と表面化させる結果となつた。勿論戦前の平和なときにおいても、都市においては夕刊売の困窮母子の姿や母子心中の悲劇はかなり多く見受けられ、またそれが岡山県の済生顧問制度や大阪府の方面委員制度の創設を刺戟したことは衆知の事実であった。その後、昭和十二年の母子保護法の制定をみたり、戦争の長期化に伴つて軍事援護の枠が母子世帯の上にも拡大されるよ

うになつたり、或いは戦没寡婦に対する援職補導の途や母子寮や保育所の増設による母子世帯労働力の活用が強化されたり、戦争による母子家庭への遺族扶助が考慮されるようになつたりして、都市における母子家庭も戦争中は或る程度まで困苦の激浪から守られていた。しかしながら、敗戦と戦後の物価騰貴は都市の母子世帯を暗黒のどん底におとし入れた。昭和二十四年の第五回国会以降、母子家庭に対する立法的措置が配慮されではきたが、今日でもなほ都市における母子世帯の上には多くの問題が残されている。母子寮を中心とした母子住宅の問題、社会医療の問題、母子就労の問題、子女教育の問題等は、その最も典型的な問題であり、これこそ福祉国家を標榜する国の行政的責任であるのみならず、地方自治体における母子行政の面でも配慮されねばならない現代的課題であると言わねばならない。

然しながら、一般に母子福祉に関する問題の性格は、都市と農村とではかなり異つた様相を呈している。農村では根強い封建性の故に、社会的な生活障害に関する諸問題も、その殆んどが家族という社会的な単位によつて解消されるか、さもなければ地縁や血縁による相互扶助によつて、問題の本質が表面に顕在化してこない傾きがある。処が都市社会においては、一般に急激な人口増加を辿るのみならず、弱肉強食という優勝劣敗の鉄則が支配する厳しい社会であるだけに、労働市場に入り込むことの困難な諸条件を担つてゐる世帯では、けわしい社会の荒波に身を漂わすことになる。而もその上に都市社会の人間関係は、地域住民の居住と生活と職場が分離されて、生きるための自己防衛にも不安な心理が着きまとうのである。それ故に一家の支柱ともなるべき男子労働力を失つた母子世帯では、たちまちこの厳しい社会の落伍者として、色々な生活障害を経験する運命を担わざるのは、必然的な姿であるといつても差支えないだろう。日本の社会においては母子世帯に対する特別な社会福利的配慮が必要であるといつても、都市における母子世帯と農村におけるそれとは、おのずからその対策の焦点も異つてくるのであって、前者に対しても特に経済的な配慮を中心とした労働力政策と結びついたものでなければならない。

この報告書は都市における母子福祉問題を究明する上に必要な資料を得るために、尼崎市内に居住する母子世帯の実態調査の結果をまとめたものである。

## 二、調査の方法

#### (1) 調査対象である母集団の設定

尼崎市内に居住する母子世帯の数は明確ではないが、約三、〇〇〇世帯と推定されていた。専がその実態を把握するために必要な登録原簿のようなものは、何一つ準備されていなかつたので、この調査を行うに先立つて母子世帯の家庭は届け出るよう公告し、婦人共励会を通して届出の促進をはかつた結果、昭和三十三年十一月一日現在で二、一八一世帯の届出があつた。これを地域別みると本庁地区五二九世帯、小田地区五三六世帯、大庄地区五七二世帯、立花地区三五四世帯、武庫地区八三世帯、園田地区二〇七世帯であるが、これらのうち二〇才未満の子供のみを抱えている母子世帯数は、尼崎市内に一、四九九世帯であり、全体の約六割五分を占めている。この届出制による母子世帯原簿を基礎にして、調査世帯の標本抽出を行つた。

(口) 標本の抽出と偏り

母集団の大きさを二、二八一世帯、母集団の分散を〇・二二七五(二〇才未満の子のみを抱えた母子世帯六五%)、それ以外の母子世帯が三五%)、信頼区間を土五%，信頼度係数を一、九六として任意抽出する場合の所要標本数を計算すれば次の通りである。

$$\text{今 } n = 2281, \sigma^2 = 0.2275, \pm \xi \sigma' = \pm 0.05$$

$\xi = 1.96$  の値を(1)式に代入すれば、

$$n = \frac{0.2275 \times 2281}{\left(\frac{0.05}{1.96}\right)^2 \times 2280 + 0.2275}$$

$$= \frac{518.9275}{1.48257 + 0.2275}$$

≈303

ここで第一表に示す如く、尼崎市を六地区に区分して母子世帯を層別任意抽出し、三一一世帯の調査標本を抜き出したが、実際に調査可能であった標本は三〇一世帯で、一〇世帯の調査不能や非該当世帯が除かれた。なお第一表において標本数が精密な地区別比例配分と稍々異なる感を与える結果になっているのは、調査時における母子世帯の地区間移住があつたからである。処が抽出された標本数、すなわち本府地区七三世帯、小田地区七三世帯、大庄地区七七世帯、立花地区四九世帯、武庫地区一一世帯、園田地区二八世帯、計三一一世帯を母子世帯の類型からみれば、一〇才未満の子のみを抱えた母子世帯が二〇四世帯、一〇才未満の子と一〇才以上の子とを共に抱えた母子世帯が一〇三世帯、祖父母のいる母子世帯が二七世帯となっている。そこでこの標本構成が母集団のそれと類似しているか否かを調べるために、次の二つの方法で検定してみた。

おた抽出された標本のうち、調査に耐え得了三〇一世帯の標本について、その標本の適合度を念のために調べてみると次のような結果が得られた。

本序地区の抽出率  $x_1 = 73/529 = 0.1379$

小田地区の抽出率  $x_2 = 73/536 = 0.1361$

大庄地区の抽出率  $x_3 = 77/572 = 0.1346$

立花地区の抽出率  $x_4 = 49/354 = 0.1384$

武庫地区の抽出率  $x_5 = 11 / 83 = 0.1325$  ※

園田地区の抽出率  $x_6 = 28/207 = 0.1352$

$$\text{抽出率の平均 } \bar{x} = \frac{1}{6} (x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6) = 0.1358$$

$$\text{標準偏差 } S = \sqrt{\frac{1}{n-1} \sum (x_i - \bar{x})^2} = \sqrt{\frac{1}{5} \times 0.00002395} = 0.0021$$

(1)式に $\bar{x} = 0.1358$   $S = 0.0021$   $n=6$ を代入し、更に信頼度係数95%のときの  
 $t=2.571$ を適用すれば、 $a = |\bar{x} - m| = 0.002212$ となる

従って  $\chi_i$  の上限 =  $\bar{x} + \alpha = 0.138012$

$$x_i \text{ の下限} = \bar{x} - a = 0.133588$$

故に武庫地区を除くと抽出率の変動は許容される範囲内にあると看做し得る。

測定値 fo	理 論 値 fe	fo-fe	(fo-fe) <sup>2</sup>	$\frac{(fo-fe)^2}{fe}$
75	24.7	529	23.2	1.5
69	22.8	536	23.5	-0.7
72	23.8	572	25.1	-1.3
47	16.3	354	15.5	0.8
10	3.3	83	3.6	-0.3
28	9.1	207	9.1	0.0
301	100.0	2281	100.0	$\pm 0.0$
				$x^2 = 0.240$

自由度nが5であるから  $P \geq 0.99$ なるとき  $x_{1-\alpha=0.01}^2 \leq 0.554$

$$\therefore x^2 = 0.240 < 0.554 = x^2_{n=5} \quad \therefore p \geq 0.99$$

故に測定値は理論値に適合していないとは絶対にいえないのに対し、標本構成は母集団構成と大体同じような構造をもつと看做しても差しつかえないだろうと解釈した。そこでこの三一一世帯の標本を基にして得られた統計値は分析に絶え得るものと判断することができる。

(第一表) 母集団と標本構成

地区	20才未満の子を抱えた母子世帯		20才未満と20才以上の子を抱えた母子世帯		母子世帯に祖父母のいる世帯		計		調査数
	数	抽出	数	抽出	数	抽出			
本庄	382	53	140	19	7	1	529	73	75
小田	339	46	189	26	8	1	536	73	69
大庄	341	46	223	30	8	1	572	77	72
立花	235	32	116	16	3	1	354	49	47
武庫	61	8	22	3			83	11	10
園田	141	19	65	9	1		207	28	28
計	1499	204	755	103	27	4	2281	311	301

調査不能10 (内訳、転出7、非該当3)

### 三、調査の結果

#### (1) 母子世帯の概観

なんらかの理由によって、現在配偶者のない婦人が児童を養育している場合、この夫のない女子とその児童からなり立っている世帯を一般に母子世帯と呼んでいる。世間でいう未亡人とは、夫と死別した妻が現在も再婚しないでいる婦人のことで、母子世帯主という場合には、所謂未亡人のほかに色々な形態のものが含まれてくる。

尙が母子福祉資金の貸付などに關する法律においては、夫と死別、そのほかこれに準ずる事情にある、これらの婦人が二〇才未満の子を少くとも一人以上扶養している世帯を母子世帯と名付けている。また厚生省で行っている厚生行政基礎調査においては母子世帯という用語は、六〇才未満の女子であつて未婚または死離別、そのほかの理由で現に配偶者のない者と、その女子が現に扶養している十八才未満の者のみで構成している世帯に限定している。本調査においては二〇才未満の子を一人でも扶養する母子が世帯主である所謂母子世帯を子の年令によって更に区分し、母子世帯の諸類型を考へてみた。そうすると第二表に示されている如く、十八未満の子のみを扶養する母子世帯は一七四世帯で、全体の五七・八%を占め、

二〇才未満の子のみを扶養する母子世帯であると、全体の六九・四%に相当する二〇九世帯となる。従つて三〇一世帯のうちの約四割が二〇才以上の子がいる母子世帯であった。

#### (iv) 母子世帯になつた原因と期間

昭和二十七年に施行された全国母子世帯調査によれば、母子世帯は六九四、四六〇世帯であり、そのうち戦死および戦災死が三八・二%、一般病死および変死が四七・〇%、生別離婚が七・六%となつてゐる。処が昭和三十三年十一月一日現在における尼崎市の母子世帯では、第二表に示す如く、戦死および戦災死によるものが全体の一九・六%で、調査時に閑する五年の時差を考慮に入れても遙かに低率を示してゐる。処がこれに反して夫が一般病死および変死のため母子世帯になつたものが全体の六一・七%にも及び全国平均を遥かに上廻つてゐる。また生別離婚によるものは全体の一・三%で、

(第二表) 母子世帯になつた原因と子供の年令

子供の年令 原因別	A のみ	B のみ	A と B	A と C	B と C	A B C	その 他	計
1 戰 傷 病 死	28	1	6	10	2	4		51
2 戰 災 死	4		1	2		1		8
3 一 般 病 死	77	7	11	25	8	22	7	157
4 その他の死別	21	1	3	2		2		29
5 離 婚	28	1	2	3				34
6 未 帰 還						1		1
7 行 方 不 明	10			1				11
8 未 婚 の 母	1							1
9 そ の 他	1		1					2
無記入・不明	4		1	2				7
計	174	10	25	45	10	30	7	301

(A: 0才～18才未満 B: 18才以上～20才未満 C: 20才以上)

(第三表) 母子世帯になってからの期間と子供の年令

子供の年令 期間別	A のみ	B のみ	A と B	A と C	B と C	A B C	その 他	計
1年未満	6		2	2		2		12
1年～5年未満	58	3	3	9	3	5	2	83
5年～10年未満	42	3	4	14	1	11	2	77
10年以上	67	4	16	20	6	12	3	128
無回答	1							1
計	174	10	25	45	10	30	7	301

(A: 0才～18才未満 B: 18才以上～20才未満 C: 20才以上)

これも全国平均よりも高率である。一般に都市における母子世帯は、夫の病死や離婚によるものが農村の場合よりも高率であることは、これによつても或る程度伺うことが出来る。

また第三表に示す如く、三〇一世帯の抽出母子世帯のうち、母子世帯期間が一年未満のものが十二世帯で全体の約四%、五年未満のものが九五世帯で三一・五%、十年以上も母子世帯の生活を続けているものが一二八世帯で二・五%を占めている。

#### (iv) 母子世帯主の年令と就業状態

昭和二十八年の労働省調査による女世帯主の就業状態は、仕事をもつてゐる者が六大城市では六六%、その他の都市では六八%、郡部では七八%であった。またその有職者を一〇〇%として、これを更に職業形態別に内訳すると、大城市では自営業者が二九%、給料生活者が四五%、内職者が一八%、失業者が八%となつており、その他の都市では自営業者が三一%、給料生活者が四二%、内職者が一七%、失業者が一〇%であり、郡部では自営業者が六三%、給料生活者が一六%、内職者が一〇%、失業者が一一%であった。従つて都市より郡部の方が就業状態がよく、仕事をもつていらない者は都市の方が多い。尼崎市の場合は昭和三十一年の調査によると、第四表に示す如く、三

○一世帯のうち、自営業者は一二・九%の三九世帯、給料生活者である常備は三四・八%の一〇五世帯、日雇は一八・九%の五七世帯、内職者は一二・九%の三九世帯、失業者が一・六%の五世帯、無職者が一八・六%の五六世帯であった。従つて仕事をもつている者の範疇に自営、常備、日雇を入れると、全母子世帯の六六・六%がこれに概当し、六大都市の部類に属する。全国統計の場合と異なる点は、尼崎市の母子世帯の失業者が全国統計より少いことである。

昭和二十八年の全国統計では失業者は六大都市で二二%，その他の都市で一八%，郡部で一二%となっているのに、尼崎市では僅かに一・六%であり、仮りに内職者の一二・九%を加えてもなお一四・五%に過ぎない。

次に尼崎市における母子世帯の年令は無職者を有職者に較べると、その年令は高く、年令別にいうならば無職、内職、自営、給料生活者の順に平均年令も低下してゆき、有職者の全国平均年令四一才に較べると僅かに高い値を示している。

## (二) 母子世帯主の職業と就労状態

母子世帯主が自営業者として職業を持つてゐる場合は、菓子食料品店、飲食店などの小商売が最も多く、その他の自営業としては助

(第四表) 母子世帯主の年令と就労状態

職業別 母の年令	自営	常備	日雇	内職	失業	無職	計
20才以上25才未満		1					1
25才以上30才未満			1	1		1	3
30才以上40才未満	10	30	19	8	1	7	75
40才以上50才未満	19	62	29	18	4	17	149
50才以上60才未満	9	12	7	10		28	66
60才以上	1		1	2		3	7
計	39	105	57	39	5	56	301

(第五表) 母子世帯の職業と就労状況

	自 営	常 傭	日 雇	内 職	失 業	無 職	計
自 営 商 工 業	31			3			34
会 社 員		64	8				72
公 務 員		6	1				7
保 母・教 員		6					6
技 術 職	3	2					5
外 交・集 金 人		6					6
店 員		5		1			6
家 政 職		16	10		1		27
農 業	3			2		1	6
日 雇 人 夫			38				38
茶 華 音 樂 師 匠	2						2
内 職				33			33
失 業					4		4
無 職						55	55
計	39	105	57	39	5	56	301

産婦や調理士の技術職、農業、師匠などである。給料生活者は会社員が最も多いが、そのなかでは工員の三六人、社員の二〇人、事務員の一四人などの順となっている。次に多い給料生活者は家政職で、このうちには雑役の十一人、炊事婦の七人、家政婦の五人、寮母の二人、付添婦の二人などが含まれている。日雇というのは人夫が最も多く、他は臨時雇の雑役や家政婦や工員などである。第五表は母子世帯主の職業と就労状況を示したものである。

#### (4) 母子世帯主の学歴と就労状態

母子世帯主を義務教育修了程度の者とそれ以上の学歴をもつ者とに区分してみると、義務教育程度までのものが三〇一世帯のうち一九五世帯で全体の六四・八%を占めている。

これを就労状態別に義務教育程度の学歴しかない母子世帯主の比率を調べてみると、自営業者では五六・四%、常傭の給料生活者が五二・三%、日雇は八二・四%、内職者は五九%、失業者は八〇%、無職者は七九・六%であり、日雇、失業、無職である母子世帯主は学歴の低い者が

多く、給料生活者や自営業者の母子世帯主は義務教育以上の学歴をもつ者の比率が高い。第六表は尼崎市の母子世帯主の学歴と就労状態を示したものである。全国統計によると母子世帯主の学歴は初等教育終了程度の者が八一・七%で、専門学校以上の高等教育を受けた者は一〇〇人のうち僅か一人の割合であると報告されているが、尼崎市における母子世帯は全国平均より稍々高い教育水準にあるといえるだろう。

### （六）母子世帯主の収入

昭和二十九年度における労働省婦人少年局の調査によると母子世帯主の収入平均は、一人当たり月額平均九、〇四二円であるが、第七表および昭和三十三年における尼崎市の母子世帯主の一人平均月額収入もまた九、〇四二円で、偶然とはいえ全国平均の値とよく一致している。一家を支えて子女を扶養する母子世帯主の平均収入が僅かに月額約九千円であるとすれば、母子世帯はまさに典型的な低所得階層に所属し、これだけでは一家を支える世帯主としては子女の養育なども不可能なことで、被保護者の水準を下廻ること

(第六表) 母子世帯主の学歴と就労状態

職業		自営	常傭	日雇	内職	失業	無職	合計
学歴								
無回答		1		3	1		1	6
小学校	中退	1		1	1		1	4
	卒業	7	27	22	7	2	22	87
高等学校	中退			2				2
	卒業	13	27	19	14	2	20	95
新制中学	中退							1
	卒業		1					
技芸学校	中退		3					3
	卒業	4	6	2	6			18
女学校	中退	2	5	1	1			9
	卒業	10	33	7	8	1	12	71
旧專・短大	中退							
	卒業	1	3					4
大学	中退							
	卒業				1			1
計		39	105	57	39	5	56	301

となるから、そこに色々な要救護性を担う原因がある。そこで次に母子世帯の総収入を調べてみると、第十表に示す如く、月額平均総収入は一三、一六〇円であり、約四、一〇〇円程を母子世帯主の勤労収入以外のなんらかの収入に依存していることが解る。

このことに関する更に就労形態別に区分して検討してみると、母子世帯が自営業主であるときは、その収入は平均月額一一、一八四円で総収入が一四、三九四円であり、三、二一〇円の不足を他に依存している。また常傭給料生活者では、母子世帯主の月額平均勤労収入は一一、〇〇〇円で、その世帯の総収入は一二・七七八円であり、一、七七八円はなんらかに依存しているのである。また日雇の場合には、母子世帯主の月収は六、八六〇円で、その世帯の総収入は一〇、七二〇円であり、三、八六〇円の不足額を他の収入によつて補填している。内職母子世帯では、世帯主の収入は月額平均四、二一〇円で、内職母子世帯の総収入は九、六三〇円であるから、四、五一〇円の不足額を他の収入で補つてことになる。更にこれが失業者の世帯になると、母子世帯主の収入は僅かに月平均五、〇〇〇円であるから、世帯総収入の九、四〇〇円を得るために四、四〇〇円の収入補充が何等かの形でなされているわけである。また母子世帯主が無職である場合には、世帯主の収入は一応零であるが、世帯総収入は月額平均一二、六八〇円となつてゐる。

そこでこれらの世帯収入における不足額はどんな処から補充されているかを調べてみると、第九表に示す如く、年金に依存するものが最も多く、二六五世帯の回答者のうち九三世帯が年金を受けることによつて母子世帯主の収入不足を補つて暮している。次に多いのは、子供達の収入所得によつて家計が補助されているもので、二六五世帯の回答者の約二四名に相当する六四世帯がこれに相当する。親族、知人、親元などからの仕送りをも含めると八三世帯が仕送りを受けることによつて家計の不足を補つてゐる。だが一方では借金をして収入不足を補つてゐる世帯が二二世帯もあり、また母子世帯主の勤労収入以外にはなんら他に依存し得る収入源もなく、社会的配慮を必要とする世帯が五

五世帯もいる。従つて二六五世帯の回答者のうちの約三割近い七七世帯が絶対的に足りない母子世帯主の収入に悩んでいる。尼崎市社会保障審議会（会長、雀部猛利委員）がさきに母子年金制度の創設に伴つて生活困窮母子世帯の算定を行つたが、それによると三一二世帯の調査標本のうち、十八才以上の子を抱えていない母子世帯が一七三世帯あり、このうち生活保護を受けている世帯が三六世帯であり、生活保護は受けていないが本人が生活困窮を訴えているものが五一世帯であつた。このうち一世帯は尼崎市での居住年限が一ヶ年未満であつたので、残りの五〇世帯についてその所得水準と世帯人員との関係を客観的な基準から分類してみると、次の表に示すような結果が得られた。

18 才未満の子	生活水準	計	
		保護基準の1.2以上	保護基準の1.2以下
一人扶養	13	9	22
二人扶養	7	12	19
三人扶養	2	7	9
計	22	28	50

この場合、一家の総所得が現行生活保護基準の一・二割というのは、一人当たり月額約三、〇〇〇円の生活水準であり、この水準に達していない世帯が二八世帯あつた。

(第七表) 母子世帯の職業と収入 (1)

職業	収入	無回答									計
		一万円未満	八千円未満	六千円未満	四千円未満	二千円未満	一千円未満	五百円未満	三百円未満	一百円未満	
自営商工業	4	4	3	4	4	1	6	3	5	1	34
会社員		1	9	17	14	10	4	13	1	2	72

公務員			1	1		1	3		1		7
保母・教員				1		1			1	3	6
技術職							3	1	1		5
外交・集金人			1	1	2	1	1				6
店員			1	1		2		1		1	6
家政職		1	13	4	5	2	2				27
農業		2				2			1		1 6
日雇人夫	1		7	28	2						38
茶華音樂師匠				1					1		2
内職	5	9	11	4	3					1	33
失業		1		1							2
無職										57	57
計	10	18	45	63	31	19	17	21	4	12	61 301

(月収平均約9042円)

(第八表) 母の就業形態と収入 (2)

職業 \ 収入	二千円未満	四千円未満	六千円未満	八千円未満	一万円未満	一万二千円未満	一万四千円未満	一万六千円未満	一万八千円未満	二万円以上	無回答	計
自営	4	3	3	2	3	3	8	3	2	7	1	39
常傭		1	16	20	18	15	9	18	2	5	1	105
日雇			13	35	9							57
内職	6	13	12	5	1	1					1	39
失業		1	1	1							2	5
無職											56	56
計	10	18	45	63	31	19	17	21	4	12	61	301

(月収平均約9042円)

収入源の種数		件数	収入源の種数		件数
財産		8	借金		22
仕	親元から	8	そ	の他	17
送	親族・知人から	11	収	入源なし	55
り	子供から	64	延	小計	317
生活保護		29	回答者数		265
年金		93	無回答者数		36
一時金		10	計		301

職業 総収入	自営	常傭	日雇	内職	失業	無職	計
	2千円未満	1				3	4
2千円～4千円				2		5	7
4千円～6千円	3	7	1	8		4	23
6千円～8千円	2	5	13	7	2	6	38
8千円～1万円	2	11	13	11	1	1	39
1万円～1万2千円	3	15	16	3	1	6	44
1万2千円～1万4千円	4	18	7	2	1	2	34
1万4千円～1万6千円	4	20	3	1		2	30
1万6千円～1万8千円	6	5		4		5	20
1万8千円～2万円	2	6	2			6	16
2万円～2万2千円	5	3	1			6	15
2万2千円～2万4千円		4				3	7
2万4千円～2万6千円	2	2				2	6
2万6千円～2万8千円		1	1				2
2万8千円～3万円	1						1
3万円以上	3	4		1		3	11
無回答	1	1				2	4
計	39	105	57	39	5	56	301

(平均総収入一三、一六〇円)

(第九表) 勤労収入以外の収入源の種数

(第十表) 母の就業形態と総収入

(第十一表) 無職の理由と総収入

無職の理由	無職の理由					不必要回答	無回答	計
	通職なし	病弱者	幼児あり	必要	不必要			
2千円未満	1	2				3		
2千円～4千円	4	1				5		
4千円～6千円	1	2				1	4	
6千円～8千円	5					1	6	
8千円～1万円	1					1		
1万円～1万2千円	1	2	1			6		
1万2千円～1万4千円	1		1			2		
1万4千円～1万6千円	1		1			2		
1万6千円～1万8千円	1	3				5		
1万8千円～2万円	3	3				6		
2万円～2万2千円	3	2				6		
2万2千円～2万4千円	1		2			3		
2万4千円～2万6千円	1		1			2		
2万6千円～2万8千円								
2万8千円～3万円								
3万円以上		1		1	1	3		
無回答		1		1	1	2		
計	16	25	1	5	9	56		

自 常 傅 就 業 無 職 全 体

(平均総収入12680円)

母子世帯が無職である理由について語りてみると、職業をもつ必職性のなきものが主なるが田世帯なり、その総収入は平均11〇、八〇〇田で無職とされる母子世帯のなかでもかなり高額である。処が職業をもつ必職に迫られていても母子世帯主に通職がないものが1六世帯、病弱で職につけないのが11世帯、乳幼児を抱えて職につけないものが1世帯あり、計四

は就労したくても職につけない条件を抱っている。それ故にその総収入も低い値を示している

#### (ト) 母子世帯主の希望

母子世帯主のうちで職能的な特殊技能を持っているものは三〇一人のうち八六人で、残りの二一五人は特殊技能を持つていない。修得している技能のうちで最も多いのは和裁の仕立て、三〇人の母子世帯主が和裁仕立ての出来る人である。次に多いのは洋裁の一一人、タイピングの八人である。そのほか看護婦、教師、けいこごとの師匠などの順である。第十二表は母子世帯主の技能修得状況を示したものである。専門技能修得を希望しながら、なんらかの事情のために技能の修得が困難な者が九三人、技能修得を希望し、且つその修得も可能である者が十六人あつた。母

(第十二表) 技能修得状況と希望

修得技能	修得者 希望者	修得希望の特殊技能			計
		修得困難者	修得可能者	無回答者	
調査対象者数	301	112	19	170	301
無回答者数	215	19	3	83	105
回答者数	86	93	16	87	196
回答延総数	98	101	16	89	206
教師	6	2			2
看護婦	7	1			1
助産婦	3				1
保健婦	2	2			2
保母	4	1			1
栄養士		4		2	6
調理士	3	2			2
茶・生花師匠	5	5	1	1	7
音曲舞踊師匠	5				
タイピスト	8	1			1
和裁仕立	30	5	1	3	9
洋裁	11	16	1	5	22
習字・編物・他	14	6	4		10
希望しない		56	9	77	142

(第十三表) 生業資金の借用

	借用経験			借用希望			
	無	有	無解答	無	解らぬ	有	無回答
5万円未満		13				23	
10万円未満		3				21	
15万円未満						6	
20万円未満						1	
20万円以上		2				6	
不 明		5				9	
計	227	23	51	141	45	66	49

子世帯主が特殊な技能を修得している場合は比較的自活の道を開くことも可能であるが、一般に母子世帯が自営職業を営むことによって、その経済的自立更生を図らんとする場合には母子福祉資金の貸付けを受けることが出来る。母子福祉資金の貸付に関する法律は昭和二十八年四月一日より施行された母子福祉対策の一環であり、これには七種類の貸付金制度がある。即ち、修業資金、修学資金、事業継続資金、生活資金、技能習得資金、支度資金、失業資金がそれである。過去において生業資金の貸付を受けたことのある者は二三人、借用経験のない者が二二七人であった。

また生業資金の借り受けを希望する者が六六人、希望しない者が一四一人であつた。

#### (イ) 母子世帯と児童

一般に母子世帯においては幼児保育の担当者である母親が家を外にして働くか、家においても家業や内職のために幼児保育の世話をが充分ゆき届かない場合が多い。保育所は幼児を完全にあずかることによつて母親の労働を保障して家庭の生活を擁護するという防貧的機能をもつてゐる。だが昨今の保育所の現状をみると、保育所の幼稚園化傾向が見受けられる。保育所の本質は「乳児から低学年児童までを対象」とし、これらの児童が保護者の労働、疾病などのため、家庭において保育に欠ける状態にある場合に、保護者に代つて保育する施設である」から、保育時間も家庭における保育担当者である母親の労働時間より長いことが必要であり、また母親の就労にとって最も手足まとい

になる乳幼児の受託こそ重要な意味をもつのである。

本調査においては調査対象となつた三〇一世帯のうち、四三世帯が子女の保育に関して充分ゆき届かないと述べてゐるにも拘らず、保育所を利用しているものが僅かに三世帯であり、また利用を希望するものがたつた六世帯である。といふのは、現在の保育所のあり方に検討を加える余地があることを物語つているようと思われる。

戦後十数年の歳月が流れ、母子世帯の年長児が家計を助ける段階に入つてきたので、母子寮に入つていた母子世帯のなかには、規定通りに解釈するならば寮から出なければならない世帯さえ出来てきた。児童福祉法による母子寮は子供の年令が満十八才に到達すると寮を出なければならないが、一般に住宅事情が悪いので規定通りに処理しかねる状態にある。世間では母子寮が相変らず暗いじめじめした人生の敗残者の陰影と臭氣を漂う処のように考えられている為か、母子世帯であつても母子寮に入所することを希望するものが比較的少く、第十四表に示す如く、三〇一世帯のうち一九世帯であつた。

母親が就業しているとき子供達の处置をどのようにしているかについて調べてみると、児童については回答者二五名のうち十二名は家人が世話をし、保育所や幼稚園に委託して就労している母親は十一名、職場に同伴して連れてゆくものが二名あつた。処が年令が少し大きくなつた児童の場合には、回答者一五六名のうち三九名は家人が世話し、隣人や知人に委託して就労するものが十名、子供がクラブ活動などに参加して留守しているもの八名、その他九三名という大部分の子

種別 地域	母子寮		保育所				
	入所希望	希望なし	入所中	利用希望	希望児童	希望なし	利用中
本 庁	5	70				75	
小 田	3	66				69	
大 庄	6	63	3	2	2	67	3
立 花	2	45		3	3	44	
武 庫	1	9				10	
園 田	2	22	4	1	1	27	
計	19	275	7	6	6	292	3

(第十五表) 就業中の子供の処置

地域別		本 府	小 田	大 庄	立 花	武 庫	園 田	計	
子供の処置		幼児	8	7	3	5		2	25
回答者数	児童	38	48	28	24	6	12	156	
延回答項目数	幼児	8	7	3	6		2	26	
	児童	39	50	29	25	6	12	161	
1. 隣人・知人に委託	幼児								
	児童	3	1	3	2	1		10	
2. 保育所に委託	幼児	3	2	2	2		1	10	
	児童						2	2	
3. 幼稚園	幼児				1			1	
	児童								
4. 家人が世話	幼児	4	3	1	3		1	12	
	児童	16	5	5	10	1	2	39	
5. 職場に同伴	幼児	1	1					2	
	児童								
6. 子供を自由・放任	幼児		1					1	
	児童	15	38	17	11	4	8	93	
7. クラブ活動	幼児								
	児童	1	4	1	2			8	
8. その他	幼児								
	児童	4	2	3				9	

供達は自由放任の形で遊んでいる。然し幼い子供の保育がとどかないと訴えている母親が四三人いたのに環境不良を嘆いている母親は一人だけだった。母子世帯にとっては子供の養育上で最も困る問題は、子供の保育の不充分さにあるといふよりは、寧ろ経済的な問題であり、教育費の不足を訴える七一人、子供の養育費に困っているものが四四人、一五人が経済的な問題で子供の養育に困っている。児童の就学費が誰によつて支えられているか調べてみると、第十七表に

(第十六表) 養育上の困難

地域別 困難別	回答者数	回答項目延数	(1)教育費不足	(2)養育費不足	(3)保育不充分	(4)環境不良	(5)その他
本 庁	31	32	14	5	11		2
小 田	37	42	21	6	7		8
大 庄	34	41	15	13	11		2
立 花	31	37	14	13	9		1
武 庫	3	3	1	1	14		
園 田	16	17	6	6	4	1	
計	152	172	71	44	43	1	13

示す如く、母親から就学費を貰っている母親は四四九人で、そのうち三〇〇人で、そこの内訳をみると、就学費は低学年ほど母親に依存している。

比率が高い。けれども子供自身が自分のアルバイトによる就学費を工面している者が十三人あった。また義務教育を受ける中学生でありながら、その教育費を自力で働いて捻出していれる者が三人、進学不能を訴えている中学生が八人もいることは、母子家庭の子弟に対する就学援護対策の強化の必要性が伺われる。

(第十七表) 児童就学費の出所

学校別 就学費の出所	小学生	中学生	高校生	短大生	大学生	予備校	無回答	計
母親の自力	127	104	64	1	3	1		300
子供のアルバイト		3	6		4			13
教育扶助	38	14						52
育英資金	1	2	5	1	1			10
その他奨学金	2		4		2			8
親族の援助	6	2	7					15
無回答	174						51	51
計		125	86	2	10	1	51	449
進学不能		8	28	4				40

三〇一世帯の母子世帯のうち、家計を助けて働いている児童は全部で一一七人おり、そのうちの六二%は家庭外で就労している児童である。第十八表に示す如く、家計を助けている子供は男子より女子の方が僅かに多いが、女子の場合には家庭内労働の形態が多く、男子は家庭外労働の方が多い。

また母子世帯のうちには死別や別居した児童もかなり多く、結婚して母親や弟妹から離れていた子供が三八人あり、また就職して別居したものが七人いた。然し子供が幼少であり、且つ母親に経済的な扶養能力がないために他にあずけられた子供が八人、施設に入れられている子供が一人、養子にやられた子供が二人、計十一人の子供は母親の経済的能力の不足から扶養しかねて、親子が引き離された薄幸の子供であった。

#### (iv) 母子世帯と住居

##### 戦後の一般的な住宅事情との関連において母子家庭の住宅問題

戦後の一般的な住宅事情との関連において母子家庭の住宅問題も極めて深刻な様相を呈するようになってきたので、昭和三十年以降、母子家庭に対しても第二種公営住宅の枠内における優先入居の措置が講ぜられるようになった。勿論、母子を収容保護する施設としては母子寮も存在するのであるが、母子寮は既に述べた如く児童福祉施設としての性格をもつ関係上、児童が十八才以上になると退寮しなければならないことになつてゐる。従つて年令超過の児童をもつ母子世帯や住居に困窮するため児童福祉が阻害される母子世帯に対しては、低廉なる住居の場所を保障する措置が必要である。

(第十八表) 家計を助けている児童数

	男	女	計
家庭内	16	28	44
家庭外	41	32	73
計	57	60	117

(十九表) 死別・別居せる児童数

種別	死別	結婚	就職	養子	預ける	施設	その他	計
人数	28	38	7	2	8	1	2	86

尼崎市に居住する三〇一世帯の母子世帯の住居について調べてみると、持家のものが七三世帯、借家のものが一四七世帯、間借りのものが四九世帯、木造アパートが六世帯、雑居生活者が七世帯となっている。また住居費についていえば、三千円以上の家賃を支払っているものが十五世帯あり、二千円以上であるならば全体の約十五%を占める四五世帯にもおよんでいる。母子世帯の収入の程度から推定すると住居費にそれほど多く支払い得る能力はないはずで、全体の過半数を占めるものが千円未満の家賃の家で暮している。従つて住居に対する満足感の調査においても、第二十一表に示す如く、家賃が高くて困ると答えているものが一七世帯あり、母子世帯ではどうしても三千円以上の家賃は無理であり、低家賃住宅でないと母子世帯にとっては高峯の花である。現在の住居に満足している一八二世帯は別として、住居に不満をもつ者についていえば、色々な理由のうちで最も多い不満は「現在の住居が狭い」という三七世帯、「立退き要求」を受けている二三世帯、「環境が悪い」住居が十三世帯、「不衛生である」と嘆くものが十世帯あり、計九十世帯のものが延一〇八件の住居に対する不満理由を挙げている。

(第二十表) 住居形態と家賃

住居 家賃	(1)持 家	(2)借 家	(3)間 借	(4)木ア パート	(5)雑 居	(6)鉄筋住宅	(7)その 他	無 回 答	計
500円 未満	66	16	12	1	3		11	1	110
1,000円 未満		43	6	1	3		2		55
2,000円 未満	7	56	16		1		1	2	83
3,000円 未満		22	5	2		1			30
4,000円 未満		7	5	2					14
5,000円 未満		1							1
無回答		2	5				1		8
計	73	147	49	6	7	1	15	3	301

(第二十一表) 住居に対する不満度

住居	(1)持家	(2)借家	(3)間借	(4)木アパート造	(5)雑居	(6)鉄筋住宅	(7)その他	無回答	計
満足	56	89	19	2	5	1	8	2	182
不満	8	46	24	4	1		7		90
不満内容	環境	1	9	1				2	13
	経済	3	3	8	2	1			17
	不衛生	2	6	1	1				10
	立退	1	12	7				3	23
	狭い	2	17	13	2			3	37
	その他		7					1	8
延小計	9	54	30	5	1		9		108
無回答	9	12	6		1			1	29
計	73	147	49	6	7	1	15	3	301

## (又) 生活水準

母子世帯は一般に低所得者階層であるために、その生活水準もまた極めて低く、三〇一世帯のうち一二・六%に相当する三八世帯が被保護世帯であり、また保護水準の一・四倍以下にあって要救護性を担っている母子世帯は全体の二八・五%を占めている。これを併せると母子世帯の四一・一%が経済的に極めて低い生活水準に釘づけされている階層に属している。生活保護法の施行上の欠陥やその抱擁力の貧弱さ、あるいは保護基準の絶対的低位性から、母子世帯の約四割のものが要救護性を背負いながら、僅かにその約一割半のものしか現行生活保護法の適用を受けられない現状である。これに反して裕福な暮らしをしている母子世帯は全体の一%のものに限られている実情からみて、母子世帯はその大半がボーダーライン線上を漂う社会的要救護者階層であるといえるだろう。

## (II) 社会福祉資源の利用

夫を失った母子世帯主は生活上の相談を誰に求めているのだろうか。母子世帯に対する生活上の相談相手として公的には母子相談員の制度が設けられ、人生経験の豊かな母子相談員が母子世帯に対しカウンセリングを行うはずである。尙が尼崎市においては三〇一人の母子世帯主が生活上の問題で母子相談員を利用しているのは僅かに四人のみ

（第二十二表）  
生活程度（1）

原因	生活程度	(1)被保護世帯	(2)要保護世帯 通	(3)普	(4)裕	(5)無回答	計
1.戦傷病死		1	14	35		1	51
2.戦災死			2	6			8
3.一般病死		21	44	82	1	9	157
4.その他の死別		4	11	13	1	2	29
5.離婚		6	6	19	1		34
6.未帰還				1			1
7.行方不明		5	4	2			11
8.未婚の母				1			1
9.その他			2				2
無回答		1	4	2			7
計		38	87	161	3	12	301

（第二十三表）  
生活程度（2）

子の年令	生活程度	(1)被保護世帯	(2)要保護世帯 通	(3)普	(4)裕	無回答	計
Aのみ		36	50	82	2	4	174
Bのみ		1	2	7			10
AとB			9	14	1	1	25
AとC			12	31		2	45
BとC			4	6			10
AとBとC			9	16		5	30
その他		1	1	5			7
計		38	87	161	3	12	301

(A: 0才～18才未満 B: 18才以上～20才未満  
C: 20才以上)

## 生活相談の相手

地域 相手	本 府	小 田	大 庄	立 花	武 庫	園 田	計
回答数	71	68	61	45	10	28	283
延回答	82	69	75	57	12	36	331
1.父 母	9	10	8	10	3	8	48
2.兄 弟	26	9	15	14	4	8	76
3.子 供	22	28	22	16	3	11	102
4.友 人	2	4	2			1	9
5.母子相談員		1	1	2			4
6.そ の 他	2	2	4	1		1	10
7.自 力	10	8	8	9		4	39
8.無 し	11	7	15	5	2	3	43

であった。このことは現行制度における母子相談員の活動が如何に低調であり、母子世帯にとって生きた機関として、実際にその機能が發揮されていないかが伺われる。母子世帯においては相談相手はむしろ子供であり、肉親の兄弟姉妹や両親に相談するという傾向性は、一応人情の点からもよく理解することが出来るが、それにしても相談相手を持たない不安と孤独におそれている母子世帯が四三世帯もいるということを忘れてはならない。

社会福祉施設のうちで最も多く利用されているものは、社会福祉事務所であり、次に多いのが職業安定所である。このことは母子世帯の経済生活が如何に低いかを物語っていると共に、職を求める母子世帯主の切実な状態が伺われる。また社会福祉関係の組織の利用では、未亡人団体の参加が最も多く、また民生委員に生活相談をもちかけた経験のある未亡人は二三人あった。

## 四、結論

我国における長い間の封建的な家族制度のもとにおいては、男子は外で働き、女子は家庭を守るという生活慣習がつくられ、女は長じて結婚すると夫に依存して生活するのが原則であった。従って結婚前に職業上の特殊技能を習得したり、職場につく者は寧ろ例外的存在であったから、夫

が失業したり、病床に就いたり、死亡したりした場合には、幼い者を抱えて食うに職なく、暮すに財なき生活困窮者となる。わが国の社会福祉行政の中で、母子福祉の問題が児童福祉行政の一環として採り上げられているのは、児童の健全な育成はその母によって養育されることが最も正常な姿であると考えられているからである。従って父なき家庭においては、一家の経済的、精神的支柱とならねばならぬ母の経済力が一般的に弱く、その生活が著しく不安定な

### 社会福祉施設の利用度

地域 施設名	本 府	小 田	大 庄	立 花	武 庫	園 田	計
回 答 数	59	69	36	44	8	26	242
延 回 答 数	61	73	42	46	10	28	260
1.児童相談所	2	1	1	1			5
2.福祉事務所	6	12	9	8	3	3	41
3.保 健 所	3		1		1	2	7
4.母子相談員		1	1		1		3
5.公 益 質 屋	2		1	1			4
6.内職斡旋所	1	2	2	1			6
7.職業安定所	2	6	4	4		4	20
8.公 民 館							
9.母 子 寮			3	2		4	9
10.そ の 他	45	50	20	28	5	15	163

### 社会福祉関係組織の利用度

地域 種別	本 府	小 田	大 庄	立 花	武 庫	園 田	計
回 答 数	73	68	46	45	10	23	265
延 回 答 数	77	79	50	48	13	25	292
1.民生委員	4	11	4	4			23
2.未亡人団体	19	13	17	7	3	7	66
3.婦 人 会	15	9	7	5	2	3	41
4.子 供 会	3	3			2		8
5.そ の 他		4		1			5
6.利 用 し て い な い	36	39	22	31	6	15	149

状態に追い込まれる可能性が強く、生計の維持と子女の養育の面で二重の重荷を背負っている。児童の福祉のために父に代って母子家庭を保護し、母の任務を完遂せしめるため、国家は特別な考慮を払うことが必要である。

いま尼崎市の母子世帯主の希望について調べてみると、三〇一人の母子世帯主のうち希望事項を述べたものは一三一人で、希望事項の数は一五二件であった。そのうち最も多い希望事項は就職に関する項目で三二件を占め、母子世帯主に適職を希望する一四件、子供に仕事のあせんを希望するものが十六件であった。就中、母子家庭の子弟が就職の際に不平等な取扱いを受けると訴えているものが十二件あった。母子世帯の子女が就労せんとする場合、金融機関においては拒否されるというのが長年の不文律とされてきた。母子世帯の子女が就職せんとする場合に、それが單に父親がいないという理由から不利益な取扱いを受けないよう、母子家庭援護会がその身元保証を行うようになり、日毎にこの偏見が取り除かれるようになってきたが、更にこの事業を発展させ、母子世帯の子女の就職を促進させるため、身元保証制度を条令化して、雇傭主に対する万一の損害を弁償する保証金について明記しておくことが必要である。勿論母子世帯の子女が雇傭主に金銭的なまちがいを起して後援会が補償した例はないのであるが、雇傭主に対する心理的安心感を深めるためにも条令化された規定のなかで明記すべきである。また母親の就業などのために、昭和二十七年十二月に「母子福祉資金貸付等に関する法律」が制定されたのも、母子世帯の自立更生を促進させる施策の一環であった。尼崎市の母子世帯調査においても一三一人のうち二七人が生業資金の貸付を希望し、それによつて小商売をしたいと訴えている。処が實際にはその貸付の手続時間が、申請してから数ヶ月もかかるので、母子世帯の当面の需要の緊急性に則さず、この制度の恩恵も半減しているといわれている。従つてせめてその手続審査の期間を少くとも一ヶ月以内に短縮するよう役所の業務を能率化することが望まれている。また母子相談員の数も現在の二名を四名位に増員し、その質も社会福祉に関する専門的知識と技術をもつ社会事業家でなければ、母子世帯の相談の仕事も効果が少ない。欲をいえば母子福祉事業の円滑な推進をはかるため、常に援助指導を必要とする母子家庭の発

見とその相談に努め、関係機関の活動と密接な連絡を保ちながら協力する補助委員制度を設けて、もっと積極的に母子世帯の自立更生活動を援助すべきである。また特技のない母の就労は多くの困難を伴うので、国立の援職補導所を求める声が高い。然し労働省婦人少年局の婦人労働課の見解では、未亡人等の第一の適職は家政婦であるという立場から、東京には家政婦研修所を開設する計画をし、また各地の職業安定所でも家政婦の登録制や未亡人団体の家政婦会経営の指導に乗り出す考えらしい。尼崎市においても母子世帯の職業安定について特別な補導措置が要望されている。また母子世帯のうちには生活扶助費の増額や経済援護を望むものが多く、一三一人のうち一四人が経済的援護を訴え、また税金の軽減や免除制度を希望するものが七人あった。その他母子年金の創設を希求する声も強い。

また母子世帯のなかには住宅問題に悩むものがかなり多く、この調査においても二七人が低賃母子住宅を望んでいる。はじめに述べた如く、母子世帯にとって最も切実な問題は母子の就労の問題であり、母子世帯の自立更生に関する問題であるが、これにつぐ切実な問題は住居に関する問題であって、母子寮と母子住宅の増設が切望されている。

第三の問題は母子世帯の子弟教育の問題である。この調査においても一三一人のうち二一人が子女の教育問題について希望を述べており、教育費の貸与、免除、軽減に関する経済的な問題ばかりでなく、子女の教育指導上の問題や保育の問題についても悩みを抱いている。

## Survey of the Fatherless Families in Amagasaki-shi

### Résumé

I. The War has produced a large number of fatherless families. During the several years after the War, Fatherless families taking up the problems of housing, medical services, obtaining positions, children's education etc. are on the increase in the urban communities.

II. 311 households in the survey are abstracted by a random sampling method out of the fatherless families of 2281 households in Amagasaki-shi.

III. Among the analysis are the following:

(1) Concept of fatherless families.

They hold three types of fatherless families. A-type family is consisted of mother and children under 20 years of age, B-type family is consisted of mother and children both under and over 20 years of age, and C-type family of mother and children under 20 years of age and grandparents.

(2) Causes of fatherless families.

The death from sickness is the head of the causes of the fatherless families, and at the second is the death from a disease contracted at the front.

(3) Age and labour.

The average age of the mothers with some means of living is younger than that of the mothers without any legitimate trade.

(4) Schooling and labour.

The mothers working as a day labourer, being unemployed, or with no occupation have pursued less regular studies than the mothers working as a salary earner or carrying on her own business.

(5) Mothers' income.

The average total income of the fatherless families is 13,160 Yen, but the mother's work brings only 9,042 Yen a month on the average.

(6) Needs of the fatherless families.

The economic independency is the most fervent problem of the fatherless families, Therefore, they feel a great need for the vocational training, the guidance for a placement and the labour exchange.

(7) Children and nursery care.

We can find many children needing nursery in the fatherless families, but the mothers are rather indifferent to the day nursery for children without a guardian.

(8) Housing.

The housing problem is a very great difficulty in the living of the fatherless families.

(9) Standard of living.

The fatherless families belong to the low-wage earner class. Therefore, their standard of living is also extremely low.

(10) Use of resources.

The Mothers' Welfare Consultant is not only weak in the will to work, but also not in full activity for the fatherless families, so that the social welfare resources is not utilized actively for them.

IV. For the fatherless families in Amagasaki-shi, the most serious problems for living are their economic independency, vocational problem, and housing problem.